

町田市宅地開発事業等に伴う道路整備基準



初 版 2008 年 4 月 1 日
第2版 2017 年 4 月 1 日

発行者 町田市道路部
編 集 町田市役所道路部道路管理課
住 所 〒194-8520
東京都町田市森野 2 丁目 2-22

目次

1 総則	3
1-1 基準の適用	3
1-2 関連する基準類	3
1-3 道路の占用	3
1-4 道路の検査	3
2 道路の計画	4
2-1 道路の構造	4
2-2 道路の幅員	4
2-3 行き止まり道路	4
2-4 交通安全施設	4
2-5 道路擁壁	4
3 道路に関する技術細目	5
3-1 横断勾配	5
3-2 道路排水施設	5
3-3 縦断勾配	8
3-4 階段状道路	8
3-5 舗装の構成	9
3-6 交通安全施設	10
3-7 注意看板	10
3-8 道路後退部について	10
4 雑則	11
4-1 工事写真	11
4-2 施工管理	11
4-3 特定都市施設整備計画(変更)協議申請書(建築物以外)の提出	11
5 参考図、その他	12
道路の機能上必要と認められない事例	12
図-1 (標準舗装構造図)	13
図-2 (ガードレールの設置方法について)	14
図-3 (階段工 (新設))	15
図-4 (道路排水設備整備基準図) ※浸透式側溝整備区域	16
図-5 (道路排水設備整備基準図) ※特殊 LU 形溝整備区域	17
図-6 (L 型及び U 型溝用集水枡と横断暗渠の接続方法)	18

1 総則

1-1 基準の適用

この基準は、町田市宅地開発事業に関する条例・町田市中高層建築物に関する指導要綱等に伴い整備される道路で町田市に帰属される道路に適用する。

ただし、やむを得ない理由で帰属できない道路についても可能な限り準用すること。

ここでいう道路とは、道路法第二条第 1 項で定めるもので、市長が道路の機能上必要と認められる部分を言う。

1-2 関連する基準類

本基準の適用にあたっては、各々現場の状況に応じ適切な運用を図るとともに、下記政令・基準なども併せて準用すること。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ① 道路構造令 | 道路法に基づく政令 |
| ② 町田市宅地開発事業に関する条例 | (町田市) |
| ③ 町田市中高層建築物に関する指導要綱 | (町田市) |
| ④ 道路工事設計基準 | (東京都) |
| ⑤ 土木材料仕様書 | (東京都) |
| ⑥ 土木工事施工管理基準 | (東京都) |
| ⑦ 工事記録写真撮影基準 | (東京都) |
| ⑧ 「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準 | (町田市) |
| ⑨ 町田市福祉のまちづくり総合推進条例－整備基準等マニュアル | (町田市) |
| ⑩ コンクリート標準示方書 | (土木学会) |
| ⑪ 舗装施工便覧 | (日本道路協会) |
| ⑫ 道路橋示方書 | (日本道路協会) |
| ⑬ 土木工事標準構造図集 | (町田市) |
| ⑭ その他の基準・指針類については、市長と協議すること。 | |

1-3 道路の占用

道路の占用は、町田市道路占用規則(昭和 58 年 9 月町田市規則 34 号)による。

なお、新設及び移設の電柱は民地に建柱すること。

1-4 道路の検査

本基準に伴い道路を整備する者は、次の各号に従い検査を受けなければならない。

- (1) 中間検査：アスファルト舗装施工前に、舗装工(路床・路盤)、排水施設、境界点及びその他道路構造物の検査を受けること。
- (2) 完了検査：工事完了後に、舗装工、排水施設工、境界点及びその他道路構造物の検査を受けること。
- (3) その他の検査：上記に掲げるもののほか市長が必要と認める検査を受けること。

2 道路の計画

2-1 道路の構造

道路の構造は、当該道路の存する地域の地形や地質、並びに周辺土地の利用状況などを十分把握し、今後想定される交通量などを考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

2-2 道路の幅員

道路の幅員については、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)、及び町田市宅地開発事業に関する条例を準用しなければならない。

2-3 行き止まり道路

道路は、原則として行き止まりでないこと。ただし、当該道路の延長もしくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合、または、転回広場及び避難通路が設けられている場合など避難上及び車両の通行上支障がない場合はこの限りでない。

2-4 交通安全施設

1. 路側が危険な区間には、安全施設を設置すること。
2. 民地に安全施設を設置する場合は、土地所有者の安全施設設置承諾書を提出すること。

2-5 道路擁壁

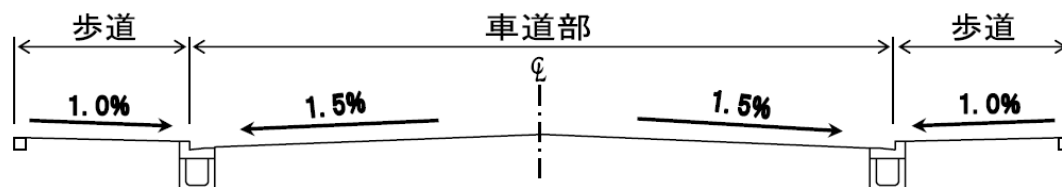
道路擁壁については、下記の事項を総合的に勘案のうえ設計計画を進めること。

1. 調査及び検討事項
構造形式・基礎形式の選定に当たり、次の事項について調査・検討しなければならない。
 - (1) 地形・地質・土質に関する調査、検討
 - (2) 周辺構造物に対する調査、検討
 - (3) 施工条件の調査、検討
2. 構造形式の選定
各構造形式の特徴を十分理解したうえで、設置箇所の地形、地質、施工条件、周辺構造物などの影響を総合的に検討し、適切な構造形式を選定しなければならない。
3. 基礎形式の選定
地形及び地盤条件、支持層の位置、擁壁の構造形式、環境条件、施工状況などについて、十分な検討をしなければならない。
4. 土地の帰属について
道路下法擁壁を設置する土地は、原則として町田市に帰属しなければならない。なお、道路上法擁壁は特別な理由がない限り帰属することはできない。

3 道路に関する技術細目

3-1 横断勾配

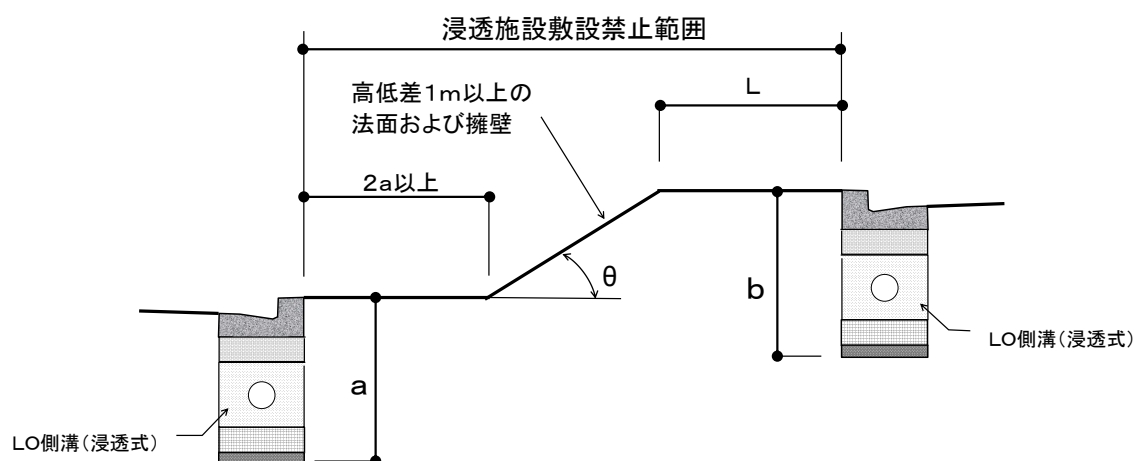
1. 車道の横断勾配の標準値は 1.5% とすること。
2. 歩道の横断勾配の標準値は 1.0% とすること。



3-2 道路排水施設

新設道路の両側又は、セットバック部に排水施設を敷設すること。なお、現場の状況により排水施設の敷設が不可能な場合は、町田市と協議し状況に応じ適切な対応を行うこと。

1. 排水施設の基準(参照：図-4、5、6・町田市土木工事標準構造図集)
 - (1) 新設道路の両側に L O 形溝工（浸透式）及び、特殊 LU 形溝を敷設すること。
 - (2) 盛土地形の場合には、現地盤高以下に設置可能な場合のみ L O 形溝工（浸透式）を敷設すること。
 - (3) 高低差 1 m 以上の法面や擁壁がある浸透施設敷設禁止範囲や法面崩壊を引き起こす可能性がある区間には、L O 形溝工（浸透式）は敷設できない。



θ = 斜面角度

a, b = 地表面から浸透式側溝底面までの高さ

L = 法面および擁壁からの離隔

($30^\circ \leq \theta < 70^\circ$ の場合、 $L = 1.0\text{m}$ または $2b$ のいずれか大きい方)

($70^\circ \leq \theta$ の場合、 $L = 2.0\text{m}$ または $2b$ のいずれか大きい方)

- (4) セットバック部には特殊 LU 形溝を敷設すること。なお、周辺道路の排水状況により L O 形溝工（浸透式）を敷設すること。
- (5) L O 形溝工（浸透式）は新設道路の面積に対し、下記の計算を行い新設道路の下流側に必要な数量を敷設し、残りの上流側には特殊 LU 形溝を敷設する。なお、浸透施設敷設禁止範囲により、計算された整備延長を確保できない場合でも可能な限り L O 形溝工（浸透式）を敷設する。
- (6) L O 形溝工（浸透式）の敷設に関する計算
- ・ 雨水流出抑制量 Q (流出量 m^3/hr)

$$Q (\text{m}^3/\text{hr}) = 0.06 (\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{hr}) \times A (\text{m}^2)$$

$$\text{流域対策量} = 0.06 (\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{hr})$$

$$A (\text{新設道路の面積}) (\text{m}^2)$$
 - ・ 浸透施設の敷設数量 $Y(\text{m})$

$$Q/q = Y (\text{m}) (\text{L O 形溝工（浸透式）の敷設数量})$$

$$q (\text{L O 形溝工（浸透式）の流出抑制量}) = 0.317 (\text{m}^3/\text{m} \cdot \text{hr})$$
- 【計算例（新設道路の面積が 300m^2 の場合）】
- $$Q = 0.06 (\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{hr}) \times 300 (\text{m}^2)$$
- $$= 18.00 (\text{m}^3/\text{hr})$$
- (Y: 浸透式側溝の場合)
- $$Q/q = 18.00 (\text{m}^3/\text{hr}) / 0.317 (\text{m}^3/\text{m} \cdot \text{hr}) = 56.782(\text{m})$$
- よって 56.782m 以上の L O 形溝工（浸透式）を敷設する。
- (7) 新設道路の側溝は下記の基準どおりに敷設する。
- (ア) L O 形溝工（浸透式）を敷設する区間
 - ・ 特殊 LU 形用集水ます(300C)
 - 始点、屈曲部、 10m 以内に 1 箇所、宅内雨水接続部、 5% 以上の勾配変化部
 - (イ) 特殊 LU 形溝を敷設する区間
 - ・ 特殊 LU 形用集水ます(300B)
 - 始点、屈曲部、 20m 以内に 1 箇所、宅内雨水接続部
 - ・ 特殊 LU 形溝(300 穴あき)
 - 6m 以内に 1 箇所、U 型集水ますの上流部
 - (ウ) L 形溝用集水ますを敷設する場所

横断暗渠・横断グレーチング接続部(構造上、L 形溝用集水ますが不適である場所については、U 形溝用集水ますを使用)
- (8) L 形溝については、高さ 5cm タイプを標準とし、公共施設及び公園の出入り口など、車いす等の通行が予想される場所については高さ 2cm タイプとする。なお、既設道路の L 形溝が 10cm タイプであり駐車場を新設する場合は、L 形溝を 5cm タイプに交換するものとする。

- (9) 宅内雨水を側溝に接続する場合は、点検口として側溝の蓋をグレーチング蓋等の開閉可能な蓋に交換すること。なお、接続管は VU φ 100 を使用し、宅内に逆流しないよう管底高に注意すること。
- (10) 横断グレーチングは道路延長及び道路縦断勾配などを考慮し、市長と協議のうえ設置する。なお、横断グレーチングの隙間は 1 cm 以下とし、横断グレーチングを加工し設置する場合はグレーチング端部にプレートを溶接すること。
- (11) 横断グレーチングは原則として普通目とする。ただし歩道や横断歩道・公共施設の出入り口等、歩行者が通行する区間は細目を使用すること。
2. 道路排水施設として道路部管理の雨水管を新設する場合の基準は次の通りとすること。
- (1) 新設する雨水管の内径は φ 250 以上とし、雨水管への取付管は内径 φ 200 以上とすること。
- (2) 雨水管の起点、屈曲点及び中間点には人孔を設置すること。
- (3) 集水ますを使用する場合、泥溜めまでの深さは 1.0m 以内とし、それ以上になる場合は人孔とすること。
- (4) 人孔の種類は、市長と協議し決定すること。
- (5) 雨水管は硬質塩化ビニル管を使用し、土被りは都市計画道路及びバス通りの車道は原則として 1200mm 以上、それ以外の道路や歩道は 700mm 以上を基準とする。やむを得ない事由により基準値以下の土被りとなる場合は、市長と協議を行い、下記の材料もしくはそれ以外の材料で雨水管を敷設する。
- 【都市計画道路及びバス通りの場合】
- ・ 1200mm 未満の場合：硬質塩化ビニル管、コンクリート防護(肉厚 100mm)
- 【道路幅員 6m を超える場合（都市計画道路及びバス通り以外の道路）】
- ・ 700mm 未満の場合：硬質塩化ビニル管、コンクリート防護(肉厚 100mm)
- 【道路幅員 4m 以上 6m 以下の場合（都市計画道路及びバス通り以外の道路）】
- ・ 700mm 未満 500mm 以上の場合：リブ付硬質塩化ビニル管
 - ・ 500mm 未満の場合：硬質塩化ビニル管、コンクリート防護(肉厚 100mm)
- 【道路幅員 4m 未満の場合（都市計画道路及びバス通り以外の道路）】
- ・ 700mm 未満 300mm 以上の場合：リブ付硬質塩化ビニル管
 - ・ 300mm 未満の場合：硬質塩化ビニル管、コンクリート防護(肉厚 100mm)
3. 歩行者専用道路を設置する場合
- (1) 歩行者専用道路の排水処理については適切に処理すること。
- (2) 歩行者専用道路の幅員は 2.0m 以上とすること。
- (3) 歩行者専用道路はアスファルト舗装またはコンクリート舗装とすること。
- (4) やむを得ず歩行者の通行が不可能な場合は、排水路用地とし、フェンスや扉(鍵付)を

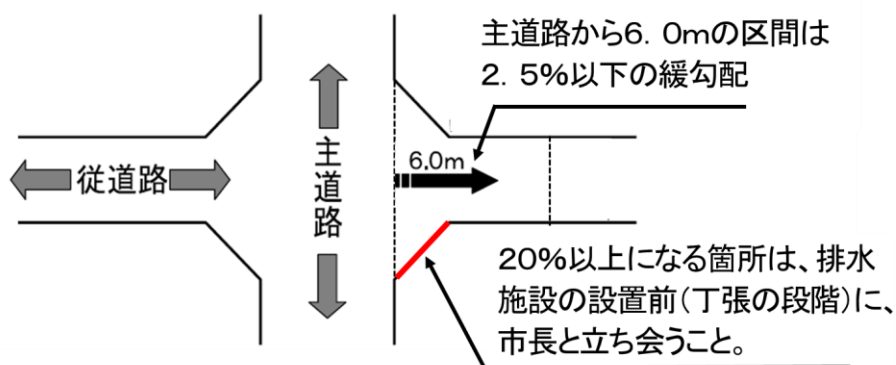
設置すること。

3-3 縦断勾配

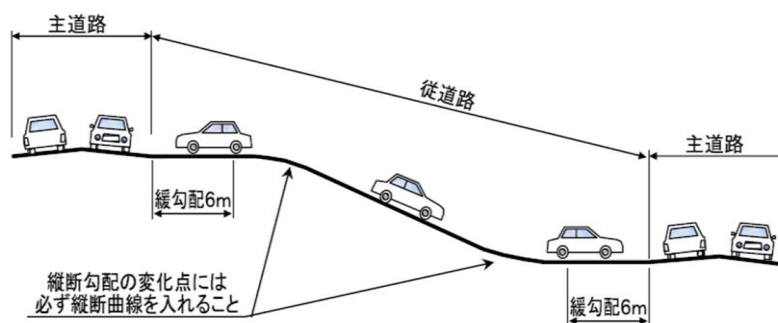
新設道路の縦断勾配は 9%以下とすること。なお、地形などによりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り 12%以下とすることができる。また、道路の最小縦断勾配は、道路排水機能を保持するため 0.5%以上とすること。

1. 交差点の取付け部及び交差点前後については、下図の通り隅切りより 6m までの区間を 2.5%以下の緩勾配とすること。それによらない場合は市長と協議すること。また、主道路の縦断勾配に、従道路の縦断勾配を出来る限り影響させてはならない。
2. 道路の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとすること。
3. 隅切り部及び道路屈曲部において勾配が急（20%以上）になる箇所は、排水施設の設置前（丁張の段階）に、市長と立ち合いを行うものとする。

(1) 平面図(参考)



(2) 縦断図(参考)



3-4 階段状道路

道路は、出来る限り階段状でないこと。ただし、地形等の事由により、歩行者等の通行の安全上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

1. 総幅員は 4.0m を標準とする(参照：図-3)。やむを得ない理由で標準幅員を確保できない場合でも有効幅員 2.0m 以上は確保すること。
2. 踏面は 30 cm程度、蹴上げは 16 cm程度を標準とすること。

3. 両サイドに自転車等の通行のためのスロープ(幅 50 cm)を設けること。
4. 階段中央にステンレス製の手すりを設置すること。
5. 垂直高 3m 毎に 1.5m 以上の踊り場を設置すること。
6. 階段の上り口及び下り口に視覚障がい者誘導用ブロックを設置すること。また踊り場の延長が 2.5m 以上となる場合は、踊り場の始末端部に視覚障がい者誘導用ブロックを設置すること。視覚障がい者誘導用ブロックの配置については、町田市福祉のまちづくり総合推進条例-整備基準等マニュアル-を参照すること。

3-5 舗装の構成

新設する車道の舗装構造については、市長と協議のうえ、原則として標準構造(図-1)の通りとする。また、軟弱路床箇所については路床改良等を行うこと。

1. 市長が、管理上支障があると認められる特殊な構造及び材料においては、使用することはできない。ただし、地区計画等で定められた路線についてはその限りではない。
2. 車道舗装は、原則として再生密粒度アスファルト混合物舗装を標準とする。それ以外の材料を使用する場合には市長と協議を行うこと。
3. 歩道舗装については、原則として透水性舗装を標準とする。
4. 舗装面積が 500 m²以上となる場合は、市長と協議を行い下記に定める試験を行う。また、検査時に立会い確認及び資料提出(参照：土木工事施工管理基準)を行うこと。なお、舗装面積が 500 m²を満たさないものについては、東京都建設局制定「工事記録写真撮影基準」に基づき写真を撮影すること。
 - (1) 下層路盤と上層路盤の厚さ
中間検査時に写真を確認する。又は、掘削し路盤厚の確認を行う。
延長 80m毎に 1 箇所(延長 80m以下のものは 2 箇所)
 - (2) 上層路盤の締固め度(砂置換)
1000 m²につき 1 組(3 箇所以上/1 組、試験省略限度 500m²)
 - (3) 表層・基層の厚さ確認(コア採取)
1000 m²につき 3 本(試験省略限度 500 m²)
 - (4) 表層・基層の締固め度(密度試験)
1000 m²につき 3 本(試験省略限度 500 m²)

3-6 交通安全施設

道路の隣接地が車両又は歩行者の転落が予想される擁壁や法面である場合は、次の事項に注意し交通安全施設を設置すること。

1. 道路と隣接地の高低差が 1.0m 以上となる歩道においては転落防止柵を設置すること。
2. 道路と隣接地の高低差が 1.0m 以上となる車道においてはガードレールを設置すること。
3. 道路と隣接地の高低差が 2.0m 以上となる車道においては転落防止柵付きガードレール(H=1100 以上)を設置すること。(参照：図-2)
4. その他、水路や鉄道敷などの危険な個所においては、市長と協議し交通安全施設を設置すること。
5. ガードレールは原則として擁壁天端には設置せず、道路の有効幅員に含めないガードレール用地を確保し設置すること。
6. やむを得ずガードレールを擁壁天端に設置する場合は、衝突荷重の計算を行い、擁壁及びガードレールが安全な強度を確保している証明書等を市長に提出すること。

3-7 注意看板

車両運転者や歩行者が通り抜けの可否を判断することが困難な行き止まり道路を新設する場合は、原則として新設道路接続部周辺に注意看板を設置すること。設置位置については、宅地分譲後に購入した住民又は隣接住民から移設要望がでない場所を事業者自ら選定し、市長との立ち合いのもと設置位置を決定する。なお事業者は、注意看板を移設する場合には自費工事(道路法 24 条)となることを土地購入者及び隣接土地所有者に説明すること。

3-8 道路後退部について

宅地開発事業等により道路後退が生じ、隣接地が道路に飛び出る形状となる場合は、道路後退の端部に車止めを設置する。設置位置については、宅地分譲後に購入した住民又は近接住民から移設要望がでない場所を事業者自ら選定し、市長との立ち合いのもと設置位置を決定する。なお事業者は、車止めを移設する場合には自費工事(道路法 24 条)となることを土地購入者及び隣接土地所有者に説明すること。

4 雑則

4-1 工事写真

宅地開発事業完了後及び自費工事完了後、町田市に帰属する公共・公益施設は、この基準の規定により構造物等のカラー写真を撮影し、アルバムに貼付し整理編集の上、工事完了検査までに1部提示すること。

撮影箇所及び撮影方法等については、東京都建設局制定工事記録写真撮影基準を準用すること。

4-2 施工管理

工事の施工にあたっては、東京都建設局制定土木工事施工管理基準・東京都土木工事標準仕様書を準用すること。

4-3 特定都市施設整備計画(変更)協議申請書(建築物以外)の提出

新設道路を築造する場合は、特定都市施設整備計画(変更)協議申請書(建築物以外)(第7号様式(第9条関係))を町田市に提出すること。

附則

この基準は、2008年4月1日から施工する。

この基準は、2017年4月1日に一部改訂。

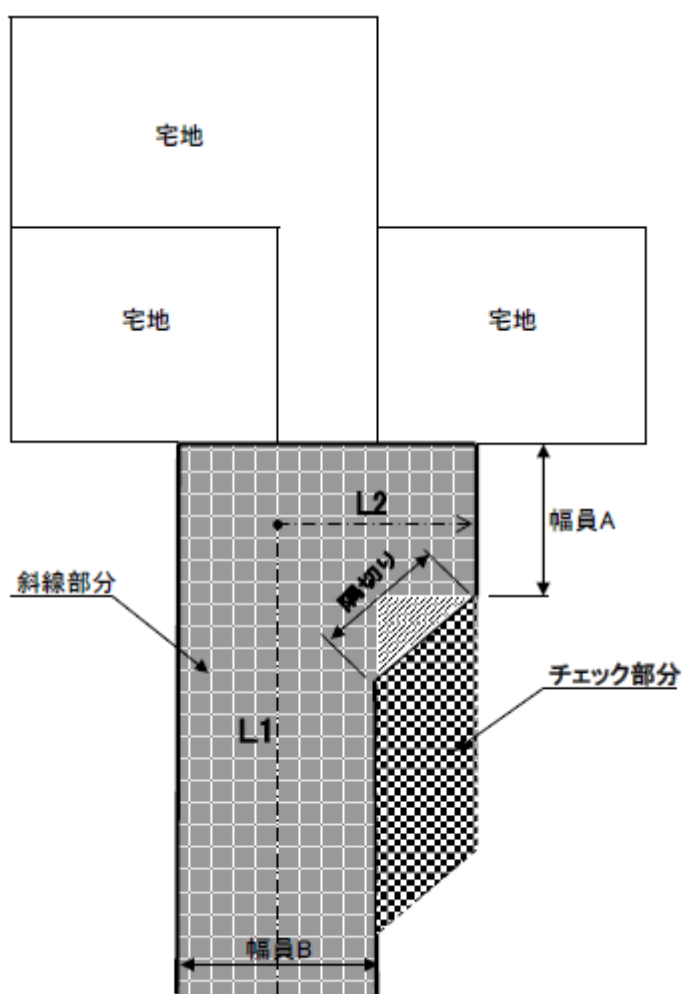
5 参考図、その他

道路の機能上必要と認められない事例

開発行為などでやむを得ず行き止まり道路を新設する際、道路法上の道路機能として、必要とされる部分以外は、道路として帰属することはできない。

下図例の場合は、車線の部分は L 字形の道路として帰属することができる。その際の道路幅員は(幅員 A)=(幅員 B)でなければならない。

また、チェック部分については、道路法上道路機能の位置づけがないので道路として帰属することはできない。

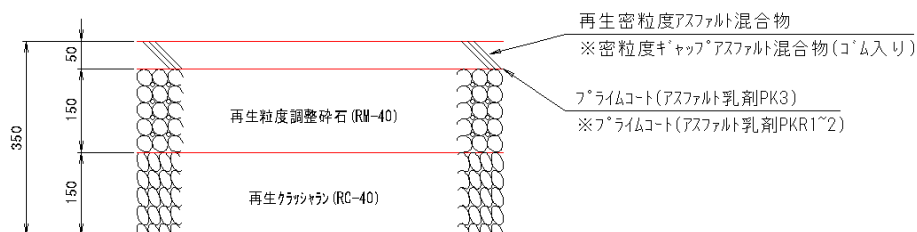


$$\text{※ 道路延長} = L1 + L2$$

図-1 (標準舗装構造図)

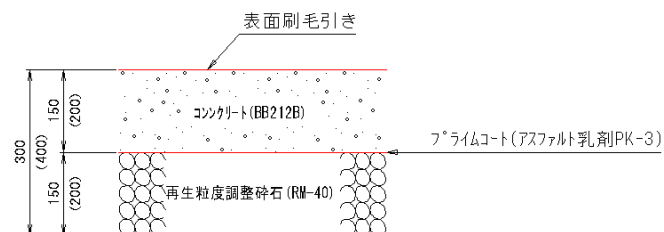
1. 車道舗装構造図

- ・新設道路標準舗装構造図(※は急勾配部の道路で市長認めた場所に限る)

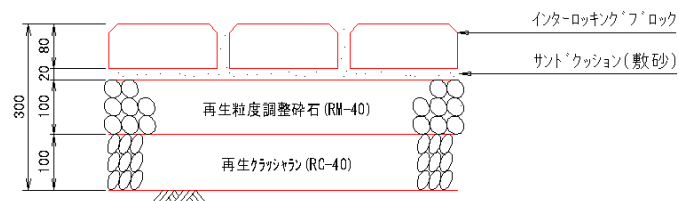


2. 車両乗入れ施設舗装構造図

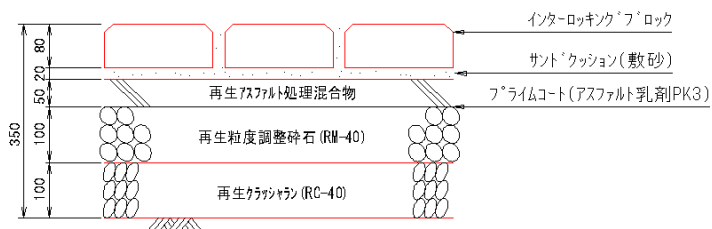
- ・コンクリート舗装(()内の数値は大型車が通行する際に採用する)



- ・インターロッキング舗装



- ・インターロッキング舗装(店舗の出入口や大型車が通行する場所)



3. その他の舗装構造については町田市土木工事標準構造図集を参考とすること

図-2（ガードレールの設置方法について）

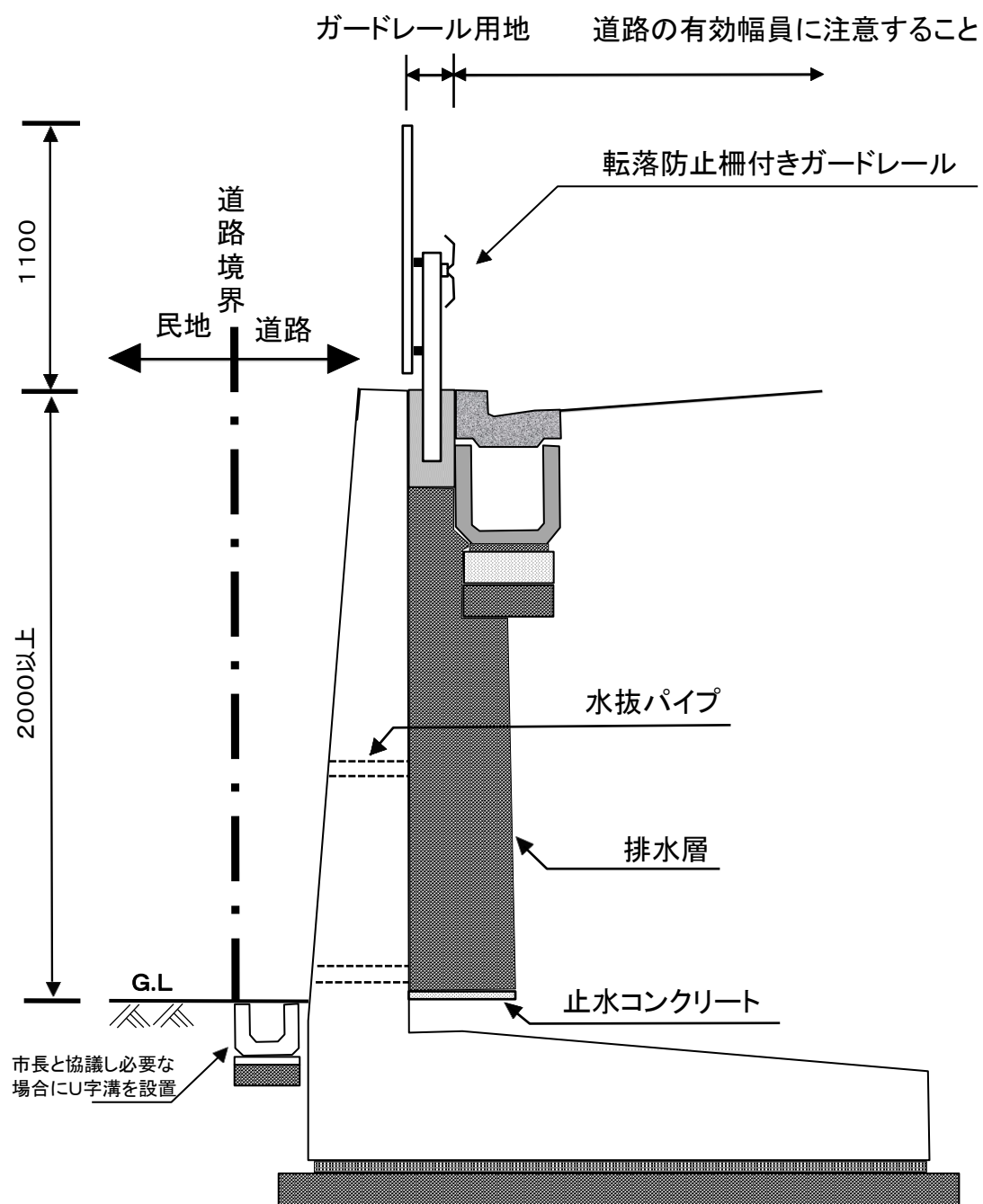
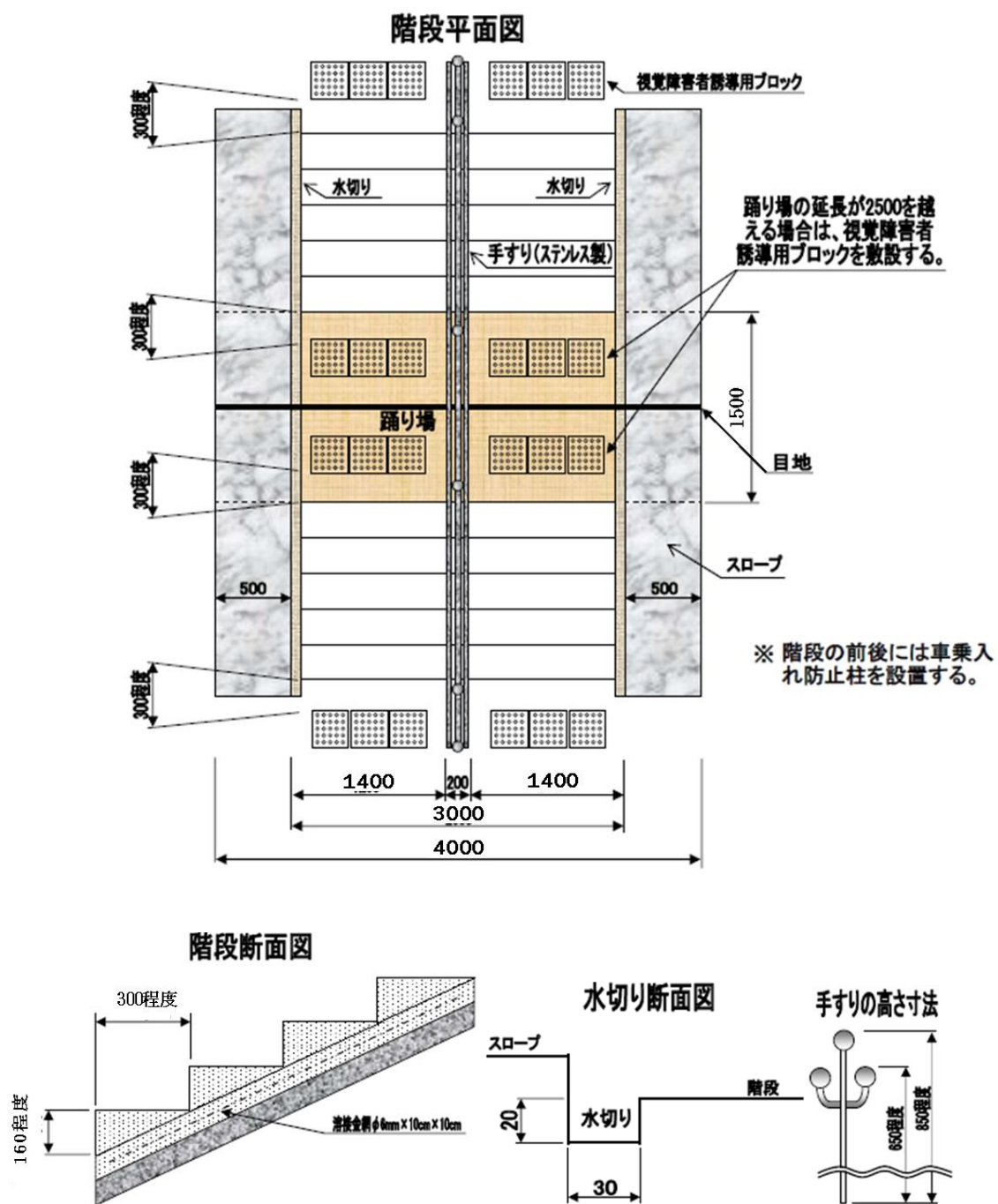
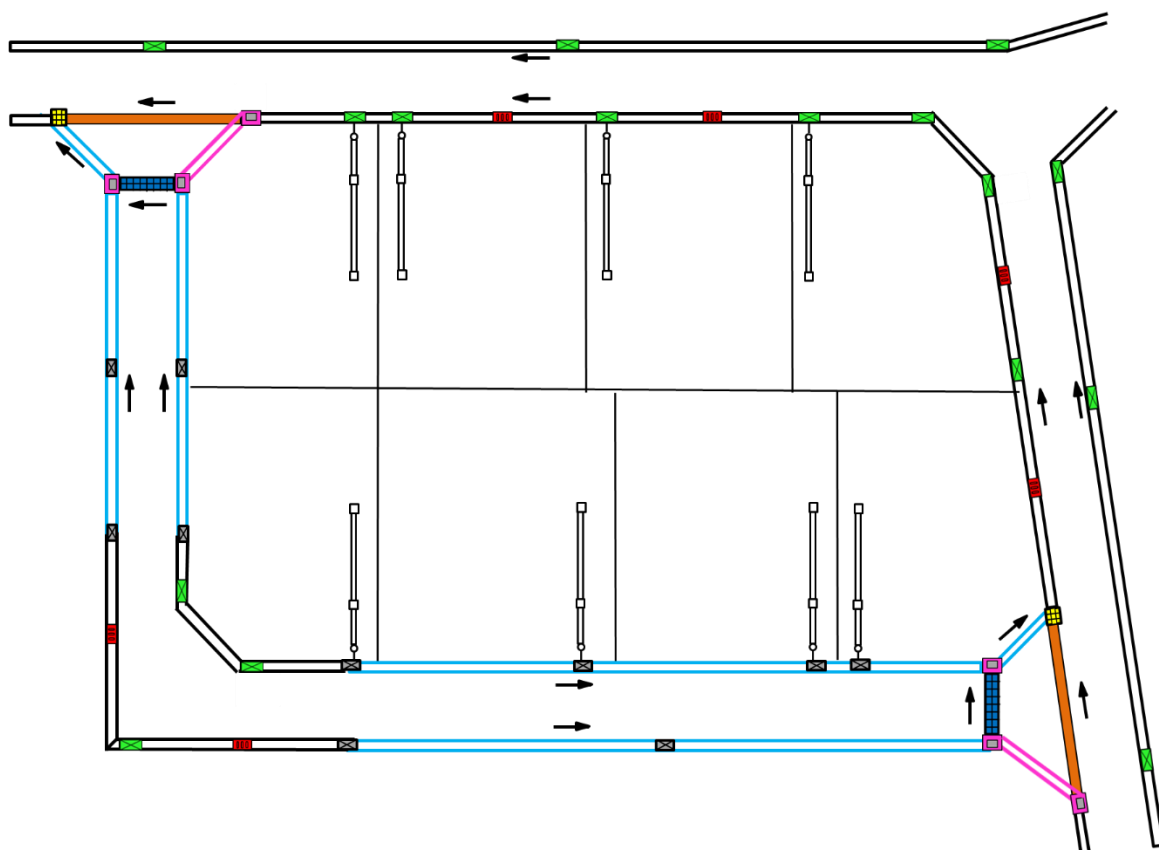


図-3（階段工（新設））



※手すりの構造など詳細図については町田市土木工事標準構造図集を参考にする。

図-4（道路排水設備整備基準図）※L O形溝工（浸透式）整備区域



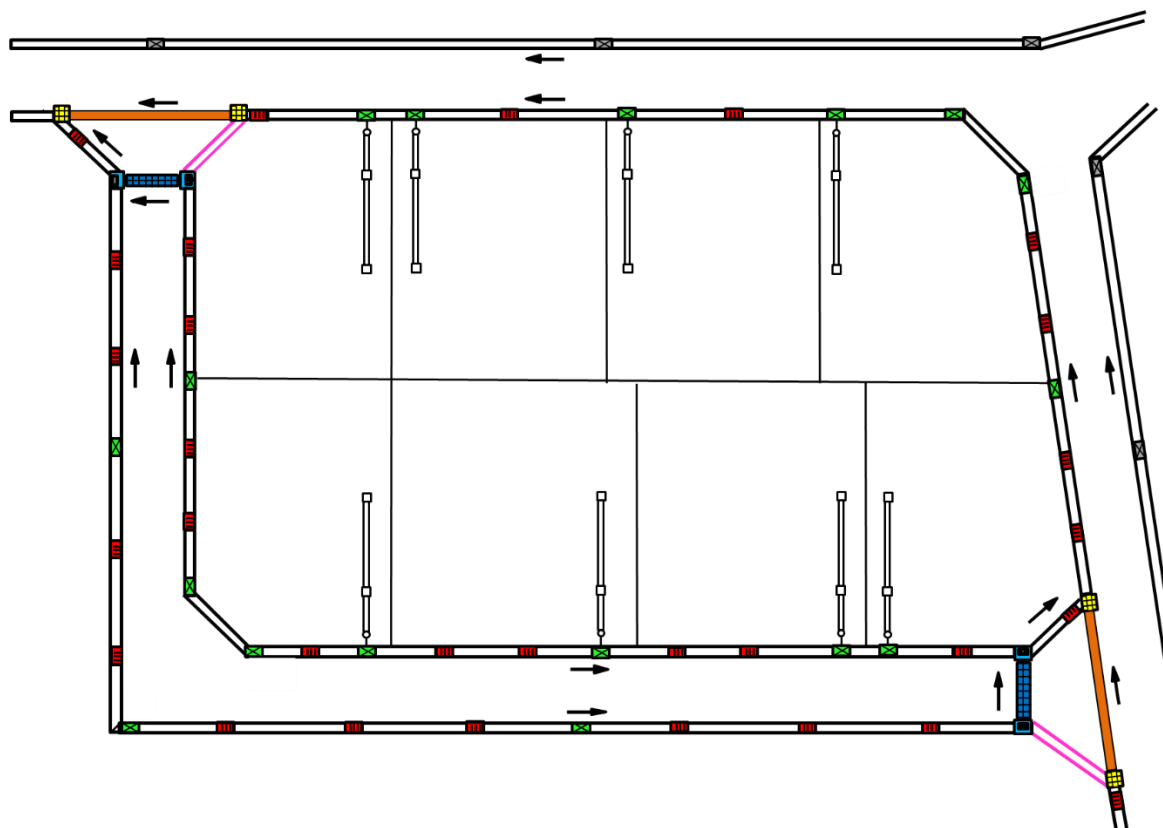
種別	構造物名称	土木工事標準構造図集 図集番号	備考
	特殊LU形溝 (300B)	2087	新設道路(上流部)の両側、及び道路後退部に敷設する。
	LO形溝工(浸透式、300A)	2103	新設道路(下流部)の両側、及び道路後退部に敷設する。
	特殊LU形用集水ます (300C)	2092	浸透式側溝の始点、屈曲部、宅内雨水接続部、5%以上の勾配変化部、及び側溝延長10m毎に1箇所敷設する。
	特殊LU形用集水ます (300B)	2091	特殊LU形溝の始点、屈曲部、宅内雨水接続部、及び側溝延長20m毎に1箇所敷設する。
	特殊LU形溝 (300穴あき)	2089	側溝延長6m毎、及びU型溝用集水ますの上流部に敷設する。
	L形溝用集水ます	2078	横断暗渠及び横断グレーチングの接続部に敷設する。
	U形溝用集水ます	2083	横断暗渠及び横断グレーチングの接続部に敷設する。 (※L形溝用集水ますが構造的に不適である場所に敷設する。)
	U形横断グレーチング	2096・2097	
	横断暗きよ	2095・2095-1	
	L形溝(鉄筋コンクリートL形、250B)	2064	
	雨水流下方向		
	浸透トレンチ		宅内雨水排水(オーバーフロー管)はVUp 100で接続する。

※グレーチングは原則として「普通目」を使用すること。

※歩道や横断歩道・公共施設の出入り口等、歩行者が通行する区間は「細目」を使用すること。

※雨水の滞留が認められる場所は泥溜め部のみであり、その他の場所で雨水が滞留しないよう管底高に注意すること。

図-5（道路排水設備整備基準図）※特殊 LU 形溝整備区域



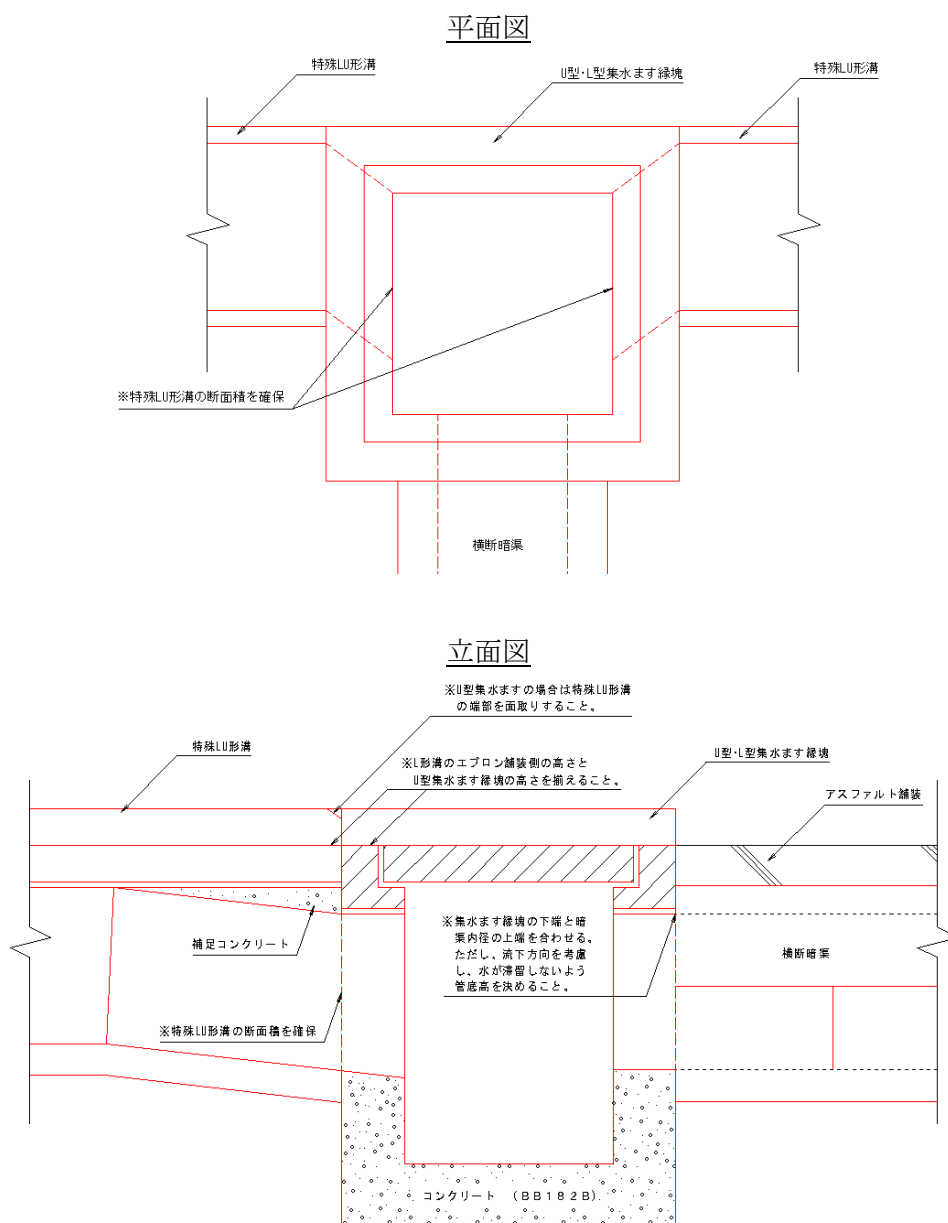
種別	構造物名称	土木工事標準構造図集 図集番号	備考
	特殊LU形溝(300B)	2087	新設道路の両側、及び道路後退部に敷設する。
	特殊LU形用集水ます(300B)	2091	特殊LU形溝の始点、屈曲部、宅内雨水接続部、及び側溝延長20m毎に1箇所敷設する。
	特殊LU形溝(300穴あき)	2089	側溝延長6m毎、及びU型溝用集水ますの上流部に敷設する。
	L形溝用集水ます	2078	横断暗渠及び横断グレーチングの接続部に敷設する。
	U形溝用集水ます	2083	横断暗渠及び横断グレーチングの接続部に敷設する。 (※L形溝用集水ますが構造的に不適である場所に敷設する。)
	U形横断グレーチング	2096・2097	
	横断暗きょ	2095・2095-1	
	L形溝(鉄筋コンクリートL形、250B)	2064	
	雨水流下方向		
	浸透トレンチ		宅内雨水排水(オーバーフロー管)はVUφ 100で接続する。

※グレーチングは原則として「普通目」を使用すること。

※歩道や横断歩道・公共施設の出入り口等、歩行者が通行する区間は「細目」を使用すること。

※雨水の滞留が認められる場所は泥溜め部のみであり、その他の場所で雨水が滞留しないよう管底高に注意すること。

図-6 (L 型及び U 型溝用集水枡と横断暗渠の接続方法)



※注意点について

1. 集水ますに特殊 LU 形溝を接続する際は、補足コンクリートなどを用い、特殊 LU 形溝の断面積を確保すること。
2. 集水ますに横断暗渠を接続する際は、暗渠管底高が下流の特殊 LU 形溝の管底高より低くなることで雨水が滞留しないよう、集水ます縁塊の下端と暗渠内径の上端を合わせるなど管底高を調整すること。
3. L 形溝のエプロン舗装側の高さと U 型集水ます縁塊の高さを揃えること。